

<p>町中を大音量で巡回</p>	<p>空き地で回収</p>	<p>チラシを配布</p>	<p>インターネットで広告</p>
------------------	---------------	---------------	-------------------

—— ❶ 廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください! ——

## Q2. なぜ「無許可」の廃棄物回収業者に廃棄物の処分を依頼してはいけないのですか？

**A2.** 廃棄物を無許可の廃棄物回収業者に引き渡すと、法を守った適正な処理が確認できないからだよ。



どうして利用してはいけないのかな？



不法投棄、不適正処理、不適正な管理による火災などの事例が報告されています!



無許可の廃棄物回収業者によって回収された廃家電や粗大ごみが、不法投棄された事例が報告されています。



環境対策を行わずに廃家電を破壊することで、フロンガスや鉛などの有害物質が環境中に放出されます。



廃家電は電池やプラスチックを含むため、発火・延焼の危険性があり、不適正な管理による火災が発生しています。

—— ❷ 高額な処理料金を請求された事例もあります! ——

## Q3. ちらしやホームページを見ると、ある回収業者は「産業廃棄物処理業の許可」と「古物商の許可」を持っているようです。この業者になら、廃棄物の処分を依頼しても問題ないですか？

**A3.** 気をつけて!

ご家庭の廃棄物を回収できるのは、「**一般**廃棄物処理業の許可」を持つ業者です。

